

人権コラム 心、豊かに

◆ 犯罪被害者の二次的被害

新聞やニュースなどを見るたび、理不尽な理由による痛ましい事件が報道されています。しかし、このような事件は決して他人事ではありません。警察庁の公表するデータによれば、昨年（平成 30 年）1 年間で確認された刑法犯（刑法等に規定する犯罪）は 80 万件以上あり、そのうち殺人事件や強盗、放火等の凶悪犯は 4,900 件も起きています。犯罪被害に巻き込まれてしまうと直接的な被害だけでなく、それに伴い生じる様々な二次的被害を受けてしまうこともあるのです。二次的被害とは、犯罪被害にあった後に周囲やインターネット上での誹謗中傷や心ない言動・無理解、報道機関の過剰な取材などによって、犯罪被害者やその家族・親族等が受ける精神的・身体的苦痛、経済的損失、私生活の平穏の侵害等を言います。

こうした二次的被害については周囲の人たちに相談し理解を得ることが難しい場合があります。しかし、周囲に相談できない場合でも専門的な医療機関や自治体及び全国にある犯罪被害者の支援団体に相談するといった方法があります。日田市でも、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図るため昨年の 6 月に「日田市犯罪被害者等支援条例」を施行し、国、県、民間支援団体と連携して被害者が安心して暮らすことができるように総合的な支援を推進しています。

また、私たち自身が意図せず二次的被害の加害者になってしまう可能性もあります。例えば、被害にあった直後に慰めや励ましのつもりで「頑張って」や「早く忘れた方がいい」と言ってしまう等の言動が被害者に苦痛を与えてしまうことがあるのです。

犯罪被害に巻き込まれてしまった人が二次的被害を受けないようにすることは当然の権利です。その苦しみが少しでも緩和されるよう一人ひとりが理解を深めていくとともに、自らの言動で相手を傷つけないためにも、日頃から相手の立場に立った言動を心掛けることが二次的被害を生まないことにもつながるのです。

「広報ひた」 令和元年 6 月 1 日号掲載